第５回　気仙沼市農業委員会総会議事録

１　会議の日時　　令和３年 10 月 25 日（月）午後２時から２時 34 分

２　会議の場所　　新月公民館 研修室１・２

３　出席農業委員（14 名）

１番　鈴木敏榮	２番　熊谷活男	３番　尾形　稔
４番　中村義之	５番　三浦　茂	６番　髙橋利夫
７番　熊谷まゆみ	８番　金野政義	９番　齋藤憲一
10 番　三浦悦子	11 番　横山久一	12 番　吉田和広
13 番　畠山盛信	14 番　吉田幸志	

４　出席農地利用最適化推進委員（12 名）

15 番　松　敏明	16 番　村上正博	17 番　千葉清幸
18 番　白幡高二	19 番　立花淳一	20 番　佐藤信行
21 番　藤田隆一	22 番　佐藤良人	23 番　及川　衛（欠）
24 番　畠山義朗	25 番　三浦光雄	26 番　佐藤俊夫
27 番　小野寺隆一		

５　欠席農業委員
　なし

６　欠席農地利用最適化推進委員
　23 番　及川　衛

７　遅参農業委員・農地利用最適化推進委員
　なし

８　議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　議案第１号　農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について
　第３　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
　第４　議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
　第５　議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
　第６　議案第５号　非農地証明願について
　第７　報告第１号　農地現状変更届の報告について
　　報告第２号　公共事業における農地の一時貸借の報告について
　第８　その他

農業委員会事務局職員

事務局長	小山克志
次長	及川　智
主幹兼主任	鈴木しずか
主査	菅野理絵
主事	遠藤雄子
主事	有田久美
主事	千葉美紗都

10　会議の概要

午後２時　開会

議　　長	ただいまの出席委員は，14 人であります。 定足数に達しておりますので，第５回気仙沼市農業委員会総会を開会いたします。 また，本日は，農業委員会規則第 20 条の規定により，農地利用最適化推進委員に出席をいただいております。 ただちに，本日の会議を開きます。 本日の日程は，お手元に配付いたしました議事日程に記載のとおりであります。 本日の欠席農地利用最適化推進委員は，23 番及川衛君の１人から欠席の連絡がありましたので報告いたします。
議　　長	これより議事に入ります。 日程第１，「議事録署名委員の指名」を行います。 農業委員会規則第 28 条第２項に規定する議事録署名委員ですが，議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 それでは，議事録署名委員に，９番齋藤憲一君と 10 番三浦悦子君を指名いたします。
議　　長	次に，日程第２，議案第１号「農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書２ページをお開き願います。受付番号１番，本吉町向畑。議案関係図面は１ページになります。土地の地番，当初計画者，承継者，地目，地積等については，議案書記載のとおりであります。一時転用期間の延長でございます。太陽光発電施設（メガソーラー）の建設に係る工事用大型車両進入のための道路拡張として，当初許可を得ていた令和３年７月 30 日までには太陽光発電施設の完了が見込めないことから，一時転用期間を令和３年 10 月 31 日まで延長するものとして，７月総会で承認され，期間の延長の承認を受けていましたが，再度一時転用期間を延長して令和４年３月 31 日までとするものでございます。 以上，受付番号１番の１件の事業計画の変更について，御審議をお願いします。 以上で議案第１号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 発言の際には，議長の許可を得てから議席番号を述べ，御発言願います。 受付番号１番はいかがですか。４番中村委員。
４番中村委員	４番中村です。事業計画変更の内容ですけども，令和元年にメガソーラーのパネルの工事用通路の拡張ということで，一時転用で使用許可を受けております。それの期間延長ということなのですけども，使われ方も立派でありますので，何ら問題はございません。以上でございます。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。一時転用期間の延長ということで，許可相当と思います。以上です。

議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第１号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第１号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，承認する旨の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第３，議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書４ページをお開き願います。併せて３条調書を御用意ください。受付番号１番，上西側。議案関係図面は 14 ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりです。理由としては，贈与により譲り受け，耕作するものでございます。 以上，議案第２号は，別添調査書にあるとおり農地法第３条第２項には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えられますが，御審議をお願いいたします。 以上で議案第２号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。16 番村上委員。
16 番村上委員	16 番村上です。当該畑については，現在５名の共有ということで，そのうち今回２名の方，それぞれ５分の１ずつ持分を譲受人の方に贈与するということで。贈与後，譲り受ける土地については，きゅうり，トマトを耕作するということで，特に問題ないかと思われます。以上です。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。贈与を受けて，引き続き耕作するということで，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第２号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第２号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可書を交付することにいたします。
議　　長	次に，日程第４，議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書６ページをお開き願います。受付番号１番，本吉町外尾。議案関係図面は 17 ページになります。申請者，土地の地番，地目，地積については，議案書記載のとおりです。事業の概要ですが，駐車場５台，プレハブ倉庫１棟 48 ㎡でございます。こちらにつきましては，始末書の提出がございました。 受付番号２番，長磯浜。議案関係図面は 20 ページになります。申請者，土地の地番，地目，地積については，議案書記載のとおりです。事業の概要ですが，自宅が老朽化しているため，申請地に居宅を建築するもので，居宅２階建１棟 139.1 ㎡，駐車場３台，排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 以上，受付番号１番と２番の２件について御審議をお願いします。 以上で議案第３号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。８番金野委員。
８番金野委員	８番金野です。本日，及川衛委員が欠席でございますので，先週の金曜日に及川衛委員と現地確認を実施いたしました金野が，代わって御説明をいたします。申請地は許可なく農地以外に使用したということで，始末書の提出があるということについては，先ほど事務局から説明があったとおりでございまして。その内容については，皆様のお手元に配付いただいたところでございますので，御覧いただければと思います。申請者は自営業でございまして，その従業員の車両を，現在は申請地とは離れたところにあります自宅兼事務所に置いてございますけれども，それが手狭になったということで，申請地に置きたいというようなことでございます。それから本人は，小泉で被災してございまして，自宅の再建のために平成 26 年に農地法の許可を得ておりましたけれども，三陸道がその敷地の一部を通ることになったことから，自宅を別のところに再建いたしたために，許可の取り消しをした経過というようなことがございました。この場所については，立地的にも飛び地であるということや，今，申し上げましたとおり三陸道の一部にかかったということで，三陸道への隣接など，そのような状況を考慮すれば，今回の申請については，特に問題ないというふうに判断したところでございますので，よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。20 番佐藤委員。
20 番佐藤委員	20 番佐藤です。昨日，面瀬地区委員さんと一緒に確認しました。現在の住宅は，ちょっと日当たりが悪く，申請する場所は日当たりも良いです。許可相当と思います。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号１番と２番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。１番につきましては，砂利をストックしておいたということで，始

	末書の提出があるということ。また２番は，自宅を建築するということで，何れの案件も許可相当と思います。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第３号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第３号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第５，議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書８ページをお開き願います。受付番号１番，唐桑町高石浜。議案関係図面は26ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりです。事業概要といたしましては，携帯電話の無線基地局建設にあたり作業ヤードとして使用，一時転用するものでございます。 受付番号２番，波路上岩井崎。議案関係図面は34ページになります。事業概要といたしましては，工事で使用する資材の仮置き場として利用，一時転用するものでございます。 受付番号３番，川原崎。議案関係図面は38ページになります。申請地を譲り受け，駐車場５台分，家庭菜園，花壇を建設するものであります。 以上，受付番号１番から３番までの３件について御審議をお願いします。 以上で議案第４号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。こちらは，無線基地局建設のための作業ヤードとして使用するものであり，何ら問題はないと思われます。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。20番佐藤委員。
20番佐藤委員	20番佐藤です。昨日，面瀬地区の委員さんと一緒に確認しました。申請地は，ここ数十年，野菜とか何も作物を作っていませんでした。期間も限られていますので，許可相当と思います。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。14番吉田委員。
14番吉田委員	14番吉田です。昨日，委員４人で現地確認して来ました。既に，もう転用になって

	おりまして，始末書の提出もされているということで，問題は何もないものと思われます。
議　　長	受付番号１番から３番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。１番と２番は工事用地の一時転用ということで，何れも問題なく許可相当と思われます。３番につきましては，既に駐車場として利用されておりましたけれども，土地の交換であるということで，始末書も提出しておりますので，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第４号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第４号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第６，議案第５号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書 10 ページをお開き願います。受付番号１番，唐桑町釜石下。議案関係図面は 41 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりです。当該地は平成 27 年４月１日より三陸道建設のための作業ヤードとして使用されてきておりました。今後，農地として利用できる見込みはございません。 受付番号２番，本吉町山谷。議案関係図面は 45 ページになります。当該地は平成５年３月 25 日付け宮城県迫農指令第 792 号の許可により住宅を建築し，現在に至っております。 受付番号３番，神山。議案関係図面は 48 ページになります。当該地は申請者の父が申請地を相続した平成元年より以前から，駐車場として使用されていました。申請者の父が平成 27 年に亡くなり，駐車場として使用された経緯が不明となってしまっております。今後，農地として利用できる見込みはございません。 受付番号４番，本吉町三島。議案関係図面は 52 ページになります。当該地は JR 気仙沼線の災害復旧工事による盛土に伴い BRT 路線の敷地となりました。そのため，今後，農地への復旧見込みはございません。 受付番号５番，唐桑町宿浦。議案関係図面は 55 ページになります。当該地は昭和 11 年に旧内務省が取得して以降，道路用地として使用されてきました。令和２年に路線変更が行われた結果，現在は運動場用地となっております。今後，農地として復元性はありません。 受付番号６番，舘山二丁目。議案関係図面は 63 ページになります。当該地は昭和 48 年 12 月 21 日付け指令第 922 号により許可を受け，以降，駐車場及び倉庫として使用しております。今後も耕作等は行わないため，農地としての復元性はございません。 以上，受付番号１番から６番までの６件について，農地への復元性はないと判断い

	たしました。 　以上で議案第５号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 　受付番号１番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。ここは三陸道の橋脚の下でもありますし，既に砕石が敷かれておりますので，何ら問題はないと思います。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。26 番佐藤委員。
26 番佐藤委員	26 番佐藤です。住宅を建て 30 年以上が過ぎており，今回，許可相当と思います。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。申請地は田中前の区画整理地内でございまして，既に駐車場として利用されておりましたけれども，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号４番はいかがですか。27 番小野寺委員。
27 番小野寺委員	27 番小野寺です。23 日の８時 30 分から大谷担当の４人で，現地を確認いたしました。既にその場所はアスファルト舗装がなされている場所で，何ら問題ないと思います。
議　　長	受付番号５番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。ここは既に立派なグランドが整備されておりますので，何ら問題ないと思います。
議　　長	受付番号６番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。申請地はですね，既に５条申請の許可を受けているという所なのですけど，完了報告の提出がなかったことと，既に申請者が亡くなっているということで，改めて非農地証明の願いを出しているので，異議ございません。許可相当と思います。
議　　長	受付番号１番から６番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。何れの案件も，改めて農地への復元される可能性の見込みはないということで，許可相当と思います。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 　質疑はありませんか。 　はい，６番髙橋委員。
６番髙橋委員	６番髙橋です。ちょっと確認とですね，手続き上の問題だから。２番と６番は，もう既に 48 年に当時市で決まったことで，許可を与えられている。２番もそうなのですけども。それで今日も４条も５条も，だいぶ許可を出しましたよね。その許可を出して住宅を建てる人が，要するに完了して建っている。つまり説明書の 47 ページの写真を見てもらえば分かるとおり。それを皆さん方委員さんで，もう一回見て来て，それ農地だかどうだか，手を煩わせる必要があるのか。ということは，法務局が何かを求めるかと思うのですが，問題がどこにあるのかというと，許可を出して住宅を建てた人が，要するに完了報告を農業委員会事務局に出していないと。そして登記もし

	ていないので，登記をしに法務局に行ったら，それを求められるという，そういう単純な手続きなのですよ。手続きなのに現地を見て何をするのという，ちょっと笑い話なのですけどもね。その辺あたり冷静に考えていくと，この制度自体を，やっぱりもっと考えなくてはならない。ですから事務局，これ，もしかしたら宮城県農業会議か宮城県の方にとかではなくて，もう事務として，既にこの時点で，その方に許可を出しているのだから，もう農地ではないのだよということで，その証明を農業委員会事務局の方で出せばいいのであれば，それで良い。いちいち非農地を，もう一回確認すること自体が，何か煩わしいというか面倒くさいと。今日，許可を出したやつが，今後次々と完了報告が出て来なければ，皆さんもう一度，それ何年か後に，また非農地証明で，許可相当です。許可相当です。と，またそういうことを繰り返すのです。それが農業委員の仕事なのかなと，ちょっとだけ疑問を感じたので，どうぞ御検討願います。以上です。
議　　長	はい，事務局説明をお願いします。
及川次長	二重の手間にならない方策がないかどうか，ちょっと確認しまして検討いたします。
議　　長	髙橋委員，よろしいですか。
６番髙橋委員	はい。
議　　長	ほかにありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第５号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第５号は，原案のとおり決定いたしました。 本件については，願い出のとおり証明することにいたします。
議　　長	次に，日程第７，報告第１号「農地現状変更届の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
鈴木主任	（報告朗読）
及川次長	（内容説明） それでは，資料農地現状変更届報告書の一覧表をお開きください。今月は，合計７件 21 筆 23,813.3 ㎡の農地変更届がございました。以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。
議　　長	次に，報告第２号「公共事業における農地の一時貸借の報告について」を議題とい

	たします。 事務局から，報告をお願いします。
鈴 木 主 任	（報告朗読）
及 川 次 長	（内容説明） それでは，資料公共事業における農地の一時貸借，10 月総会報告をお開きください。今月は，県の公共事業につきまして１件８筆 131,322 ㎡，市の公共事業につきまして１件１筆 64.87 ㎡の一時貸借がございました。以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑はないようですので，報告第１号と報告第２号を終わります。
議　　長	次に，日程第８，「その他」に入ります。 委員から，特に御発言があればお願いをいたします。 どなたか，ありませんか。はい，10 番三浦委員。
10 番三浦委員	10 番三浦です。10 月 12 日に宮城県農業会議の方から通知があり，女性農業委員の役員会に出席して参りました。それから 10 月 19 日に大崎の合同庁舎で女性の社会参画に関する懇談会があり，出席して来ました。以上，簡単ですが報告です。
議　　長	はい，大変御苦労様でございました。今後ともよろしくお願いいたします。 ほかにありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	発言はないようですので，その他の件を終わります。
議　　長	これにて，本日の会議に付された議案の審議は，すべて終了いたしました。 以上をもちまして，第５回気仙沼市農業委員会総会を閉会いたします。 大変お疲れ様でした。 （終了時間）　午後２時 34 分 令和３年 10 月 27 日 気仙沼市農業委員会